

(この資料は全部お読みいただいて90秒です)

## 月次支援金の申請受付が6月から始まります

一時支援金の申請受付は、2021年5月31日で終了します。この一時支援金とは別に、「月次支援金」の制度が開始されます。

月次支援制度は、新型コロナウイルス感染症対策により2021年4月以降に実施される緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上高が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に向けた継続的な支援制度です。

月次支援金の給付にあたっては、一時支給金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化が図られており、申請者の利便性を高めるように措置されています。

そのため、登録確認機関の事前確認を経て維持支給金を受給した方にとっては、月次支援金の申請はしやすいものになっています。

### 制度の概要

|        |  |
|--------|--|
| 要件     | <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。</li><li>・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少</li></ul> |
| 給付額    | 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上   |
| 対象月    | 対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上高が50%以上減少した2021年の月  |
| 基準月    | 2019年又は2020年における対象月と同じ   |
| 給付額上限  | 中小法人等 ; 20万円/月<br>個人事業者等 ; 10万円/月  |
| 申請受付期間 | 4・5月分 ; 2021年6月中下旬～8月中下旬<br>6月分 ; 2021年7月1日～8月31日  |

経済産業省ホームページより

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>